2　第 46 回世界遺産委員会における審議

1）世界遺産委員会の決議文【顕著な普遍的価値・追加勧告】

原　文	日本語（新潟県仮訳）
Decision:46COM8B. 18 The World Heritage Committee, 1. Having examined Documents WHC/24/46.COM/8B and WHC/24/46.COM/INF.8B1,	決裁：46COM8B. 18 世界遺産委員会は、 1．文書 WHC/24/46.COM/8B および WHC/24/46.COM/INF.8B1 を審議し、
2. Inscribes the **Sado Island Gold Mines, Japan,** on the World Heritage List on the basis of **criterion (iv)**；	2．**「佐渡島の金山」**を**基準 (iv)** に基づき、世界遺産一覧表に記載し、
3. Takes note of the following provisional Statement of Outstanding Universal Value:	3．以下の通り、暫定的な顕著な普遍的価値の言明を記す。
Brief synthesis The Sado Island Gold Mines are a serial property located on Sado Island, some fifty-five kilometers west of the Niigata Prefecture coast. It is formed of three component parts articulated around two main mining areas – the Nishimikawa Placer Gold Mine and the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine – illustrative of different unmechanised mining methods implemented during the Edo period (1603-1868). The first cluster covers a large mining area used for placer gold mining, including waterways necessary for placer mining. The second cluster includes two component parts connected by a route today interrupted for a short section and corresponding to the Nishi-Ikari-michi and Tsurushi-michi Pass. The two component parts of the second cluster cover two different mining areas – the Tsurushi Silver Mine and the Aikawa Gold and Silver Mine Area. The latter also includes part of the Aikawa-Kamimachi Town, in which the remains of the Sado Magistrate's Office are found. Mostly tangible attributes reflecting mining activities and social and labour organisation are preserved as archaeological elements, both above and below ground, and landscape features.	**総合的所見** 佐渡島の金山は、新潟県の沿岸から西に約 55 キロメートル離れた佐渡島にある連続する資産である。この資産は、江戸時代 (1603-1868) に実施された手工業による異なる採掘方法を示す、西三川砂金山と相川鶴子金銀山の２つの主要な鉱山地域を中心に３つの構成資産から成る。１つ目のまとまりには、砂金採掘に使用された広大な採掘地域と砂金採取に使用された水路が含まれている。２つ目のまとまりには、西五十里道と鶴子道に相当する、現在では短く途切れている区間で接続された２つの構成資産が含まれている。２つ目のまとまりである２つの構成資産には、鶴子銀山と相川金銀山という異なる２つの採掘地域が含まれている。後者には、佐渡奉行所跡のある相川上町の一部も含まれる。採掘活動や社会・労働組織を反映する有形の属性のほとんどが、地上・地下の考古学的要素および景観的特徴として保存されている。
Criterion (iv): The Sado Gold Mines is an exceptional example in the Asian context of the continuity of manual mining and smelting technology in a period when mechanisation was progressively being introduced elsewhere. The management system and social and work organisation deployed by the Tokugawa Shogunate at Sado made it possible to extract and process considerable quantities of high-quality gold for global	**基準 (iv)**: 佐渡島の金山は、世界の他の地域において採鉱等の機械化が徐々に進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例である。徳川幕府が佐渡で導入した管理運営体制と社会・労働組織により、17 世紀には世界水準の高品質の金を大量に採掘・選鉱・製錬することが可能になった。これは採掘域と集落構造に反映されている。佐渡島で見つかった鉱床の特徴に基づき、幕府は鉱石の採掘と選鉱・製錬に最適した生産組織と方

原　文	日本語（新潟県仮訳）
standards in the 17th century. This is reflected in the mining area and settlement organisation. Based on the characteristics of ore deposits found on Sado Island, the Shogunate applied and integrated production organisation and methods most suitable for extracting and processing the ore. To guarantee the efficiency of operation, settlement, mining and processing functions coexisted in the same areas or in close proximity to one another.	法を適用し、統合した。運営の効率を高めるために、集落および採鉱や選鉱・製錬機能が同じ地域、あるいは近接して共存し、その役割を果たしていた。
Integrity The Sado Island Gold Mines comprise the most important areas reflecting gold production processes applied on Sado Island during the Tokugawa Shogunate, such as mining methods adapted to different types of deposits, a series of production processes, and the transition of the controlled settlement system. The component parts still retain their key features, as past mining and settlement zones, and have not been destroyed or significantly altered. The property is a serial property comprising the two areas of the Nishimikawa Placer Gold Mine and the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine. It is of adequate size to ensure the complete representation of the attributes of the OUV of the site. A significant number of remains of mines, and their associated settlements, survive both on the surface and underground within the nominated property.	**完全性の言明** 佐渡島の金山は、徳川幕府時代に佐渡島で適用された金生産プロセス、例えば、異なる鉱床の種類に適合した採鉱方法、一連の生産工程、管理された集落システムの変遷などを反映した最も重要なエリアで構成されている。構成資産は、過去の採鉱および集落地域として重要な特徴を今もなお保持しており、破壊されたり、大幅に変更されたりしていない。この連続する資産は、西三川砂金山と相川鶴子金銀山の２つのエリアで構成されており、資産の OUV の属性を完全に表すのに十分な規模である。推薦資産内の地上・地下の両方に、かなりの数の鉱山の遺跡とそれに関連する集落が残っている。
The sites of mining and settlements within the nominated property are, as a whole, well preserved and managed appropriately by the owners or the custodial bodies based upon appropriate legal frameworks.	推薦資産内の採鉱および集落といった遺跡は、全体が適切な法的枠組みに基づいて所有者または管理機関によって適正に保存および管理されている。
Authenticity In Sado Island Gold Mines, the location of the key activities, the layout of land arrangements and modifications to carry out mining activities or to adapt them for residential or production purposes, physical traces of mining-related operations such as tunnels, waterways, and headraces, terraces, post-holes, landforms, as well as of ore-processing and administrative functions demonstrates the past use and functions carried out at these sites. The settlement zones have maintained their original layout, although their built fabric has changed, as well as the way in which spaces are used. The key sources of information for the authenticity and understanding of the functioning of the nominated series are represented by ancient documentary records, especially drawings and images. These documents are crucial for understanding and interpreting the remains still on site.	**真実性の言明** 佐渡島の金山では、主な活動場所、採掘活動、居住や生産といった目的に合わせた土地の配置や変更、坑道や水路、導水路、平坦地、柱穴、地形などの採鉱関連作業および鉱石加工や管理機能の物理的痕跡により、これらの遺跡で行われた過去の機能や用途が明らかになっている。集落地域は、建築構造や空間の使用方法が変化したにもかかわらず、元の配置を維持している。推薦された連続する資産の真正性と機能の理解のための主な情報源は、古代の文書記録、特に図面や絵図である。これらの文書は、資産に残っている遺物を理解し、解釈する上で不可欠である。

原　文	日本語（新潟県仮訳）
Protection and management requirements All component parts are designated as Important Cultural Landscapes or Historic Sites under the national Law for the Protection of Cultural Properties. The Important Cultural Landscapes designation relates to the inhabited areas, such as Sasagawa and Aikawa-Kamimachi Town, while the Historic Sites designation covers the mining areas. Protection is extended also to natural or artificial topographic features. Activities in both types of designation are regulated by the Agency for Cultural Affairs, which operates at the national level. Sado Municipality has issued guidelines to provide support in case of interventions within protected landscapes. For projects that may have the potential to have negative impacts on the attributes of the proposed Outstanding Universal Value, heritage impact assessments will have to be carried out by the implementing body.	**保護と管理に必要な措置** すべての構成資産は、国の文化財保護法に基づき、重要文化的景観または史跡に指定または選定されている。重要文化的景観の選定は、笹川や相川上町などの居住地域に関するもので、史跡の指定は鉱山地域を対象としている。保護は、自然または人工的な地形にも及ぶ。両者における活動は、文化庁よって規制されており、国レベルで機能している。佐渡市は、保護された景観内で介入があった場合に支援するためのガイドラインを示している。提案された顕著な普遍的価値の属性に悪影響を及ぼす可能性のある事業計画については、実施主体が遺産影響評価を実施しなければならない。
The buffer zone of Nishimikawa Area is protected under the Cultural Properties Act as an Important Cultural Landscape. The buffer zone for the Aikawa-Tsurushi component part is protected as Landscape Special District through the Landscape Act, including the portion encompassing the western offshore region of the buffer zone. A considerable portion of the land-based buffer zone to the west of Aikawa is also identified as an Important Cultural Landscape and hence protected under the Cultural Properties Act. This extends into the offshore region.	西三川エリアの緩衝地帯は、重要文化的景観として文化財材保護法の下で保護されている。相川鶴子銀銀山の構成資産における緩衝地帯は、緩衝地帯の西側沖合地域を含め、景観法によって景観特別区域として保護されている。相川の西側にある陸上の緩衝地帯のかなりの部分も重要文化的景観に選定されており、文化財保護法によって保護されている。これは沖合地域にまで及んでいる。
The heritage management system has established processes and protocols for ensuring connection at the national, prefectural and local government levels. The legislative and institutional frameworks ensure the protection of all three areas with a transparent hierarchy and referral of controls and decisions. Community engagement is enshrined in social processes and approaches from the national level down. The Sado City government structure allows for conservation activities to be complemented with programmes across other divisional areas, such as museums and tourism. It also allows for engagement with stakeholder entities, including the commercial and private sectors. Once inscribed a World Heritage Council will be established as a decision-making collegial body regarding World Heritage matters. The Council will be administered by Niigata Prefecture. Putting into operation decisions taken by the Council will be the responsibility of the World Heritage departments of the Niigata Prefecture and Sado City.	遺産の管理体制は、国、県、地方自治体レベルでの連携を図るための手順と規約を確立している。法的・制度的枠組みは、透明性が確保された階層構造と権限・決定を持つことにより、３つのエリアすべての保護を保証している。地域社会の関与は、国レベルからその下のレベルへと、社会的プロセスとアプローチに深く根ざしている。佐渡市の行政組織は、博物館や観光業など他の部門にまたがる計画により、保全活動を相互に補うことを可能にしている。また、商業団体および民間団体を含む利害関係者との連携も可能にしている。登録後は、世界遺産に関する意思決定を行う合議体として世界遺産会議が設置される予定である。 会議は新潟県が運営し、会議での決定事項の実施は、新潟県および佐渡市の世界遺産担当部局が責任を負う。

原　文	日本語（新潟県仮訳）
The Comprehensive Management Plan (CMP, January 2023) has been prepared as an umbrella document to clarify policies, procedures, concrete measures and the administrative management system. This plan is supported by existing preservation and management plans for the component parts (i.e. Nishimikawa, Tsurushi and Aikawa).	包括的保存管理計画（2023年１月）は、方針、手順、具体的な対策、管理運営体制を明確にするための包括的な文書として作成された。この計画は、各構成資産（西三川、鶴子、相川）の既存の保全管理計画によって裏付けられている。
In the context of multiple land ownerships, both government and private, and local residents across the nominated property, the CMP provides guidance through flowcharts on decision-making processes and the operation of activities such as heritage impact assessments. It includes a section that provides for the roles of various stakeholders, including each level of government responsibility. Regarding some key stakeholders, such as Golden Sado, it is indicated that appropriate agreements will be made, including aspects such as management, public access and use.	政府と民間の両方、および地元住民など複数の土地所有者が推薦資産全域に存在することを考慮し、包括的保存管理計画は、意思決定プロセスや遺産影響評価などの活動の運営に関するフローチャートを通じて、方針を示している。これには、政府の各レベルの責任など、さまざまな利害関係者の役割を規定する節が盛り込まれている。ゴールデン佐渡のような一部の主要な利害関係者に関しては、管理、一般公開、利用などの面を含め、適切な合意形成を行うことが示されている。
4. <u>Recommends</u> that the State Party give consideration to the following:	４. 締約国に対し、以下の事項について配慮するよう<u>勧告する</u>。
a) Strengthening the protection of the entirety of the buffer zone of the Aikawa-Tsurushi Gold and Silver Mine component part by designating it as Important Cultural Landscape,	a)「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯全域を重要文化的景観に選定し、保護措置を強化すること。
b) Embedding Heritage Impact Assessment mechanisms into the Landscape Plan that are based on the potential impacts on the attributes of the Outstanding Universal Value and not on the size of the projects,	b) 事業規模ではなく、提案されている顕著な普遍的価値に対する潜在的影響に基づいた遺産影響評価の仕組みを、景観計画に組み込むこと。
c) Developing a long-term archaeology strategy to ensure that future archaeological research is undertaken in a consistent and informed manner,	c) 将来にわたって考古学的調査が一貫した学術的見地から行われるよう、長期的な調査戦略を構築すること。
d) Developing guidelines for forestry management to ensure that disturbance of sub-surface archaeology is minimal,	d) 地下遺構への影響が最小限となるよう、森林管理のガイドラインを策定すること。
e) Developing an interpretation and presentation strategy and facilities that comprehensively address, at the site level, the whole history of the property throughout all periods of mining exploitation,[1]	e) 鉱業採掘が行われたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略を策定し、施設・設備等を整えること。[1]
f) Developing a carrying-capacity study and visitor management to ensure that a potential increase in tourism does not negatively affect the property,	f) 収容力調査の実施及び来訪者管理戦略の策定を行い、観光客の増加が推薦資産に負の影響を与えないようにすること。

原　文	日本語（新潟県仮訳）
g) Reviewing the plans adopted before the Comprehensive Management Plan to verify that their provisions are coherent with the aim of protecting the Outstanding Universal Value in the long term,	g) 包括的管理計画より前から運用されていた計画を見直し、それぞれの内容が、提案されている顕著な普遍的価値の長期的な保全と一貫しているかを確認すること。
h) Considering, in the future, the designation of clearly identified former mining areas as nationally designated historic sites;	h) かつて採掘が行われたことが明らかになった区域について、将来、国の史跡として指定することを配慮すること。
5. Requests the State Party to submit the map showing the boundaries of the property and the buffer zone revised in accordance with the ICOMOS recommendations as soon as they become available;	5．締約国に対し、イコモスの勧告に沿って準備が整い次第、修正された資産の境界線と緩衝地帯を記した地図を提出するよう要請する。
6. Also requests the State Party to submit to the World Heritage Centre by **1 December 2025**, a report on the implementation of the above-mentioned recommendations for review by the World Heritage Committee at its 48th session.	6．また、第48回世界遺産委員会での審議のため、締約国に対し、**2025年12月1日**までに上記勧告の実施に関する報告書を世界遺産センターに提出するよう要請する。
〔1〕The World Heritage Committee takes note of the statement made by Japan, as regards the interpretation and presentation strategy and facilities that comprehensively address, at the site level, the whole history of the nominated property throughout all periods of mining exploitation as referred to in paragraph 4.e), which is contained in the Summary Record of the session (document WHC/24/46.COM/INF.17).	〔1〕世界遺産委員会は委員会のサマリー・レコードに記されている決議46 COM 8B.18のパラ4.e)で言及された、鉱業採掘が行われていたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略及び施設・設備等に関する日本のステートメントに留意する。

２）第 46 回世界遺産委員会における審議

日　時：2024（令和６）年７月 27 日（土）9:00-9:22（日本時間 13:00-13:22）
場　所：第 46 回世界遺産委員会（インド・ニューデリー）
議　長：H.E. Mr. Vishal V. Sharma（ユネスコ駐在インド大使）
副議長国：ブルガリア、ギリシャ、ケニア、カタール、セントビンセント・グレナディーン
報告者：Mr. Martin Ouaklani（ベルギー）
委員国：アルゼンチン、ベルギー、ブルガリア、ギリシャ、インド、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ケニア、レバノン、メキシコ、カタール、大韓民国、ルワンダ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セネガル、トルコ、ウクライナ、ベトナム、ザンビア

審議における各国の発言（聞き取りを新潟県が仮訳）

議　長

皆さんナマステ。日本の代表団の方が大勢見えます。こんにちは。

会議を再開する前に、委員会事務局の第６回会合の結果をお伝えいたします。昨日、一般項目８に入り、まだ継続中ですが、議題８B、ではなく、8A を審議しました。８B は迅速に進み、緊急で提出された１件を含む 14 件の審議を終えました。13 件が世界遺産リストに登録され、そのうちの１つは同時に危機遺産リストにも登録されました。改めて委員会全体を代表し、世界遺産リストを豊かにしてくださった締約国にお祝いを申し上げます。

本日は、次の推薦案件を審議いたします。リストは、第 46 回委員会ホームページにユネスコ事務局が掲載する最新の日程表にてご覧になれます。日本の「佐渡島の金山」に関する審議手順についても委員会事務局より提言がありました。間もなく審議に入りますが、委員会メンバーには、これから申し上げる行動指針に賛同していただけると確信しています。これは関係締約国の並外れた歩み寄りの精神があってこそ可能になったものであり、委員会を代表して敬意を表します。

さらに議題８B については、推薦案件の審議終了後、若干の境界線の修正に関する審議を 13 件行わなければなりません。しかし、皆さん、委員会事務局は予算に関する作業部会の進捗状況について議長であるイタリアのキアラ・フランコ氏より報告を受けたところ、喜ばしいことに、部会は作業を完了し、決議案がまもなく委員会のメンバー全員に送信されるとのことです。従って、その部会のミーティングはもう行う必要はなくなりました。ユネスコ事務局は作業スケジュールと残りの審議項目についても話し合い、現在、作業スケジュールの修正を行っているところです。まもなく委員会に最新情報を伝える予定です。ありがとうございます。

それでは、日本の「佐渡島の金山」の推薦案件に移ります。昨日、会議の冒頭で申し上げたように、委員会事務局は日本より、本推薦に関し、関係締約国の間で合意に達したと報告を受けました。従いまして私は、この推薦案件は、論議せず委員会により審議されるよう提案いたします。まず、ユネスコ事務局を代表して文化担当事務局長補から発言を、そしてイコモスから推薦案件について説明をお願いしたあと、ただちに決議案の審議に入りたいと思います。

ご存じのように、決議案 8B.18 に対するブルガリアからの修正案が昨日、当議題の審議の 24 時間前に、委員会メンバーに配布されました。この修正案は、関係締約国による合意の不可欠な部分であることを強調しておきます。修正決議案が採択されれば、委員会は資産を基準評価 (iv) によって世界遺産一覧表に記載することを決定し、パラグラフ 4E に脚注が含まれることになります。脚注には当パラグラフで言及されている説明・展示戦略と施設に関して日本が後で行う発言が記されます。日本が発言する内容も委員会メンバーに昨日配布されました。この発言の英語版は、日本と韓国で合意されたものであるため、両国にとって拘束力を持つものであることを指摘しておきます。決議案の採択に移る際、ブルガリア代表団に修正案に関する発言をしていただきます。私は、委員会が修正を加えた決議案としてまとめて採択するよう提案いたします。委員会が全会一致で修正決議案を採択できるものと確信しております。

決議案採択の後、委員会が修正案を受け入れれば、日本に先ほど申しました発言を英語で行っていただきます。この発言は今期の要約議事録に記載されることになります。そのあと、韓国に発言していただきます。これら発言の性格上、私は例外的に両者にそれぞれ４分間の発言時間を許可いたしました。委員会のみなさんもこの行動指針に同意してくれるものと確信しています。これは関係締約国の並外れた歩み寄りの精神があっ

てこそ可能になったものであり、委員会を代表して敬意を表します。
何か質問ありますか。ありませんね。このような方法で進めることに、この場で総意が得られたので、それでは、ユネスコ事務局を代表して文化担当事務局長補オトーネ氏に発言をお願いします。オトーネ氏、どうぞ。

事務局（世界遺産センター）

議長ありがとうございます。「佐渡島の金山」の審議に関し、日本から事実誤認通知を受け取ったことをお知らせいたします。会議資料 INF.8B4 の英語版、フランス語版ともに 27 ページに記載されています。委員会が本推薦案件の審議を開始する前に、ユネスコを代表して、この件に関し関係する二か国を合意に導いた素晴らしい協力の精神を改めて讃えたいと思います。私は文化担当の長として、すべての締約国に対し、委員会の作業を含め、ユネスコ文化条約に関する案件で、私の検討下に入るものについては、解決のため善処を尽くして皆様を支援する用意があることをこの機会に改めてお伝えいたします。

イコモス

日本の「佐渡島の金山」についてイコモスの評価を説明いたします。イコモスの報告書は会議資料 INF 8B1 の英語版 108 ページ、フランス語版 106 ページをご覧ください。この評価に関し、イコモスは事実誤認の書簡を受け取り、いくつかについて確認しております。

「佐渡島の金山」は、新潟県沿岸から西へ約 35km の佐渡島に位置する連続資産です。西三川砂金山、相川鶴子金銀山という 2 つの主要な鉱山地域を含む 3 つの構成資産から成り立っており、金と銀を得るために、それぞれが、江戸時代に行われた手工業による異なる採掘方法を示しています。1 つ目のまとまりでは、砂金採掘に使われた広大な採掘場と集落域、および砂金採掘に必要とされたいくつかの水路を含んでおり、2 つ目のまとまりは、西五十里道と鶴子道に相当する、現在では短い部分で途切れている峠道でつながった 2 つの構成資産を含んでいます。2 つ目のクラスターの 2 つの構成資産は、鶴子銀山と相川金銀山という異なる 2 つの採掘地域で、後者には、佐渡奉行所跡のある相川上町の一部も含まれています。

「佐渡島の金山」は、江戸時代に徳川幕府の支配の安定に寄与した最も重要な金採掘作業を証明する連続資産として推薦されています。鉱業の成功は、生産技術・生産体制の観点から、鉱山の操業を管理し、250 年以上にわたって維持されてきた管理運営体制に根ざしています。

比較分析に十分ではない点がいくつかあるにもかかわらず、イコモスは他の地域で鉱業における機械化が広がっていた時代に、手工業による採鉱・選鉱・製錬技術の継続と完成を証明する他に例を見ない鉱山群及び景観として、推薦資産が世界遺産一覧表への記載に値すると考えます。

イコモスは、(iii) と (iv) の 2 つの提案された評価基準のうち、(iv) だけが現存する属性によって証明され、裏付けられていると考えます。西三川エリアの構成資産の断片化という当初の問題は、評価手続きを通じて解決されています。機械による鉱山の操業は江戸時代より後も 20 世紀後半まで行われ、推薦資産の一部には、江戸時代より後の鉱業に関連した建造物も含まれています。相川上町には江戸時代より後の鉱業関連施設がまとまって立地しており、江戸時代の徳川幕府の鉱山技術や社会文化システムを識別可能な形で示していません。したがって、イコモス は、この区切られた地区が推薦資産から除外され、緩衝地帯に置かれる場合にのみ、完全性と真実性の条件を満たすことができると考えます。

国、県、佐渡市の各レベルでの法的保護により、十分な一体的保護が推薦資産に提供されているように思われますが、勧告書に示されているように、保護制度は強化できると考えます。イコモスの見解では、相川鶴子金銀山の緩衝地帯を沖合まで拡張すべきです。鉱業権がまだ有効であるため、推薦資産とその緩衝地帯において商業採掘の事業を再開しないとする鉱業権所有者からの明確な約束が必要であると思われます。

江戸時代の遺構のほとんどが考古学的であるため、江戸時代より後の鉱業建造物に比べて目に見えにくく、説明や展示がなければ理解しにくので、江戸時代の属性と、それらが提案されている顕著な普遍的価値をどのように伝えているかについての説明・展示プログラムを構築することが不可欠です。

こちらが推薦資産の提案されている顕著な普遍的価値のイコモス評価の要約、そして、こちらが推薦資産の保全、保護、管理についてのイコモス評価の要約です。これに関しイコモスは、提案されている顕著な普遍的価値の持続という目的に計画の条項が一致していることを確実にするため、包括的保存管理計画を実施する前に、計画の改定版を採択する必要があると考えます。

結論としてイコモスは、日本の「佐渡島の金山」について、相川上町の小さなエリアを除外すべく境界線を修正し、構成資産「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯を沖合に拡張し、鉱業権の所有者から推薦資産又は緩衝地帯の範囲内において商業採掘を再開しないという明確な約束を得るため、締約国に対し、情報照会を勧告します。

イコモスはまた、資産の長期的保全を支援するため、追加勧告も決議案に入れました。スライドでご覧いただいているのが評価書の概要です。

議　長

ご説明ありがとうございました。それでは合意したように、直ちに決議案 46 COM 8B.18 の審議に移ります。まず決議案を採択したいと思いますが、その前に報告者に他に決議案への修正案を受理しているかどうか確認したいと思います。

～報告者による修正案の確認～

議　長

ありがとうございました。それでは、修正案を提案したブルガリアに発言していただきます。

ブルガリア

議長ありがとうございます。冒頭に、「佐渡島の金山」の世界遺産一覧表への記載に関し、誠意ある緊密な対話を通して合意に達したことにつき、日本と韓国の両締約国に感謝申し上げます。また、日本に対しては、本資産に関し優れた推薦書を提出されたことに敬意を表します。評価チームによる素晴らしい業績も称賛いたします。ブルガリアは締約国から提出された推薦書と追加情報ならびにイコモスの評価書を検討しました。

ブルガリアは、西三川砂金山、相川鶴子金銀山という３つの構成資産から成る本資産が、他の地域では機械化が徐々に進んだ時期に、手工業による採鉱と製錬技術の継続を示す他に例を見ない事例であることを認めるのに何のためらいもありません。手工業による採掘方法というこのような事例において、ここでの OUV は、佐渡で徳川幕府が導入し、17 世紀に世界的に見ても高品位の金を大量に採掘し、選鉱・製錬することを可能にした管理体制、社会・労働組織であることが理解できます。ブルガリアは、イコモス評価書にも言及しましたが、基準 (iv) にて資産の OUV を受け入れることに同意いたします。

イコモスは、比較分析、保全状況、管理の枠組に関して概ね満足していると報告し、また、完全性、保護、管理要件に関して拘束力のない勧告を行っています。この点に関し、締約国がこれらすべての勧告に応じていることに満足しており、喜ばしく思います。イコモスの勧告通り、日本は、下山之神町、坂下町、北沢町、弥十郎町に相当する相川上町にあるエリアをすでに推薦資産から除外し、このエリアは緩衝地帯の一部になりました。

第２に、推薦資産の眺望点から見える範囲に洋上風力発電所が建設される可能性を排除するため、日本はすでに構成資産である相川鶴子金銀山の緩衝地帯を沖合に延長しています。

第３に、日本は、推薦資産や緩衝地帯の範囲内において商業採掘を再開しないとする鉱業権所有者からの明確な約束を書面で入手しています。ブルガリアは、この３つの勧告への対応を踏まえ、推薦資産は今や世界遺産登録に必要な全ての条件を完全に満たしていると確信しています。

最後に、日本および韓国の両締約国によって到達した合意に従い、ブルガリアの修正案には、パラグラフ 4e に新たに記される脚注も含まれます。この脚注は、当パラグラフに言及されている説明・展示戦略に関し日本が行う旨の発言を記すものです。こうした見解に基づき、ブルガリアは決議案 46 COM 8B.18「佐渡島の金山」への修正案を提出いたしました。委員会のメンバー全員が合意による決議を受け入れるよう希望いたします。議長、ありがとうございました。

議　長

ありがとうございます。合意した通り、修正を反映した決議案全体の審議に入ります。委員会はブルガリアの修正を加えた上で決議案を受け入れるとしてよろしいでしょうか。異議ありませんね。それでは、決議案 46 COM 8B.18 を採択いたします。

3） 第46回世界遺産委員会における「佐渡島の金山」登録決定時の大使・知事スピーチ

◎日本政府代表ステートメント（加納雄大ユネスコ日本政府代表部特命全権大使）

議長、日本政府を代表し、発言を行う機会を頂き感謝申し上げる。「佐渡島の金山」は、世界の他の地域において機械化が進んだ19世紀半ばまでの間に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例であり、顕著な普遍的価値を有するものとして世界遺産として登録されたことを光栄に思う。イコモスから示された3つの勧告については、日本政府としてこれら全てに対し、対応を完全に完了した。

日本は、世界遺産委員会決議の勧告e）に関し、朝鮮半島出身労働者を含め、「佐渡島の金山」の全体の歴史を包括的に扱う説明・展示戦略及び施設を策定すべく、韓国と緊密に対話してきた。

日本は、全ての世界遺産委員会関連決議及び同決議に関連する自らのコミットメントに留意し、また、「佐渡島の金山」における全ての労働者、特に朝鮮半島出身労働者を誠実に記憶に留めつつ、決議の勧告を忠実かつ完全に履行し、韓国と緊密に協議しながら「佐渡島の金山」の全体の歴史を包括的に扱う説明・展示戦略及び施設を強化すべく引き続き努力していく。

日本は、そのようなコミットメント及び「佐渡島の金山」に関する韓国との見解の相違を友好的に解決する意欲を示すことを目的として、全ての労働者の過酷な労働環境を説明し、その労苦を記憶に留めるため、現地の説明・展示施設において、全ての労働者に関する新たな展示物を既に展示した。

「佐渡島の金山」における全ての労働者のための追悼行事も、毎年、現地において執り行われる予定である。

この機会に、佐渡の現地施設において展示されている要素の一部を簡潔に紹介したい：

- 戦時中、国家総動員法、国民徴用令及び他の関連措置が朝鮮半島にも導入された。初めに「募集」が、次に「官斡旋」が、日本が設置した朝鮮半島における行政機関である朝鮮総督府の関与の下実施された。1944年9月以降は、「徴用」が労働者に業務を義務付け、違反に対しては懲役又は罰金が科された。
- また、展示部屋には、朝鮮半島出身の労働者は、削岩、支柱、運搬といった危険な坑内作業に従事する者の割合が高かったことを示すデータもある。さらに、労働条件をめぐって行われた労働争議に関する記録、食糧不足に関する記録、死亡事故に関する記録も残されている。朝鮮半島出身者について、ある1か月の平均稼働日数は28日であったことを示す記録があるほか、朝鮮半島出身労働者の中には逃走したり収監されたりした者がいたことを示す記録もある。

議長、委員国の皆様、
日本政府は、修正決議案を提出してくださったブルガリアを含む世界遺産委員会の全ての委員国、ユネスコ事務局及びイコモスの関係者が、本件遺産の顕著な普遍的価値への理解に基づき世界遺産登録に向け協力してくださったことに対し深く感謝申し上げる。

◎花角英世新潟県知事によるスピーチ

議長ありがとうございます。私は新潟県知事の花角と申します。本日ご出席の皆様、そして登録に向けて、ゆるぎないご支援とご尽力を賜りました関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。
この大切な遺跡の保存と未来への継承に、全力で取り組んでまいります。ありがとうございました。